

健

康で

生きがい

のある日々を

過ぎしましように



●●●●● 平成18年度の老人医療の状況を報告します ●●●●●

ここ数年、全国的な高齢者人口の増加により医療費が年々増えています。伊賀市における老人医療の現状は、下表のとおりです。平成18年度は、前年度に比べると、平成14年10月から対象年齢が5歳引き上げられたことにより、対象者数が減少しているため、医療費総額はわずかですが減少しています。しかし、一人当たりの医療費は増加しています。

今後も一人ひとりの心掛けや、老人保健に対するご理解とご協力により、すべての人が健康で生きがいのある老後を過ごすことができるよう老人保健制度の充実に努めていきます。

●老人保健制度とは

75歳（一定の障がいのある方は65歳）以上の方は、「老人保健」制度で病院などにかかることとなります。

この制度は、高齢の方の負担を軽くして、安心して医療を受けられるようにするためのものです。

●病院などにかかるときは

保険証、医療受給者証、健康手帳を窓口提示します。

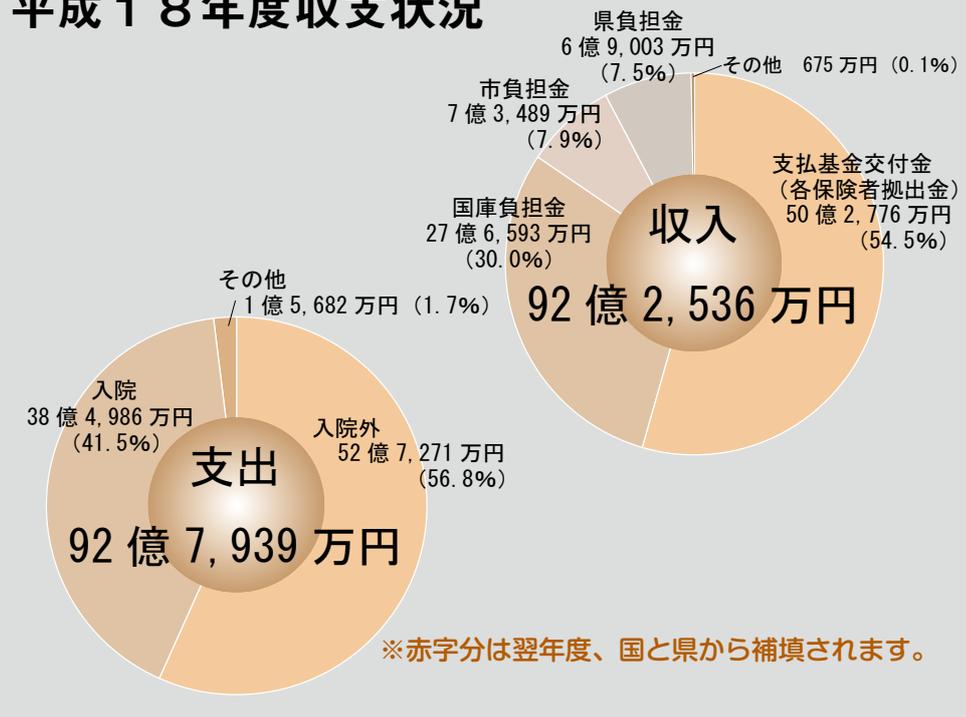
診療を受けます。

●窓口で支払う

費用（一部負担金）を支払います。

老人保健で病院などにかかったときに支払う一部負担金は、所得に応じて1割または3割の負担となります。

平成18年度収支状況



過去3年間の老人医療費支出状況

年度	対象者	受診件数	年間医療費			年間受診者 (件数/人)
			総額	1人当たり	1件当たり	
H16	16,281人	387,598件	96億9,811万円	59万5,670円	2万5,021円	23.8
H17	15,507人	373,043件	95億231万円	61万2,776円	2万5,472円	24.1
H18	14,738人	358,833件	91億2,257万円	61万8,983円	2万5,423円	24.3

それぞれの「医療受給者証」に、負担割合が記載されています。

●医療費が高額になったときは

同じ月内に、下表の限度額を超えて一部負担金を支払ったときは、超えた分の払い戻しが受けられます。ただし入院の場合、1カ月に支払う一部負担金は限度額までとなります。

高額医療費に該当された方には、市から支給申請書（振込口座届）を送付します。一度振込先を指定されますと、翌月以降の高額医療費は自動的に指定された口座に振り込まれます。

●あとで費用が支給される場合

次のような場合は、いったん全額自己負担してもらいますが、申請して認められると自己負担分を除いた分について、あとから支給を受けられます。

- ・やむを得ず保険証などを持参せず病院などにかかったときの治療費（海外渡航中の治療を含む）
- ・医師が必要と認めたコルセットなどの補装具代
- ・医師が必要と認めたはり、

灸、マッサージなどの施術費
 ・骨折やねんざなどで、保険の取り扱いをしていない柔道整復師の施術を受けたとき
 ・医師の指示により、転院などの移送にかかった費用

●こんなときは届出を

加入している医療保険が変わったとき／転居したとき／転出・転入するとき／死亡したとき／生活保護を受けるようになったとき

届出には、健康保険証と健康手帳および医療受給者証と印鑑が必要です。

また、交通事故など第三者の行為により傷を負った場合で、いったん老人保健で受診するときは必ず申し出てください。

●老人医療費は多くの人たちの協力でまかなわれています

医療費は、皆さんが、医療機関の窓口で支払う分（一部負担金）のほかに、国保や健康保険からの拠出金、国や県、市からの負担金などでまかなわれています。国民みんなで医療費を出し合っていますので、老人医療費が増え続けることみなさんの負担も大きくなってしまう。

1カ月の自己負担限度額

	自己負担限度額	
	外来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並みの所得がある人 (注1)	44,400円	80,100円+医療費が267,000円を超えた場合は、その超えた分の1%を加算 (※4回目以降は44,400円)
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ (注2)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ (注3)		15,000円

※は過去12カ月以内に4回以上高額療養費の支給があった場合の4回目以降の限度額です。

(注1) 現役並みの所得がある人とは、同一世帯に課税所得が145万円以上の、70歳以上の人または老人保健で医療を受ける人がいる人をいいます。ただし、収入の合計が2人以上の場合は520万円未満、1人の場合は383万円未満であると申請した場合は「一般」の区分と同様になり1割負担となります。

(注2) 低所得者Ⅱとは世帯主および世帯員全員が住民税非課税の人をいいます。

(注3) 低所得者Ⅰとは世帯主および世帯員全員が住民税非課税で、その所得が必要経費・控除を差し引いたときに0円となる人をいいます。

♥ **医療費を有効に使いましょう** ♥

- ・重複受診はやめましょう。
- ・医師を信頼し、指示を守りましょう。
- ・かかりつけ医を持ちましょう。
- ・病気の早期発見、早期治療のため定期的に健康診断を受けましょう。
- ・生活習慣を見直し、日ごろから生活習慣病や骨折などの病気やけがの予防に心がけましょう。

★平成20年4月から「後期高齢者医療制度」が始まります★

国の医療制度改革により、75歳以上（65歳以上で一定の障がいのある方で制度に加入される方を含む）のすべての方を対象とする独立した高齢者医療制度として新たに後期高齢者医療制度が施行されます。

平成20年3月までは、国保や健保組合などの医療保険制度に加入しながら「老人保健制度」で医療を受けますが、平成20年4月からは新たに独立した医療制度となる「後期高齢者医療制度」の被保険者となり保険料を納め、医療を受けます。現在、健保組合などの被扶養者の方も被保険者となります。

三重県内すべての市町が加入する「三重県後期高齢者医療広域連合」が保険者となり運営します。